

# 障がい福祉サービス（居宅介護） 重要事項説明書

利用者様に対するサービス提供開始にあたり、当事業者が利用者様へ説明すべき重要事項は、次のとおりです。

## 1. 事業者名称概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 新生福祉会
法人所在地	広島県尾道市瀬戸田町林1288番地6
法人種別	社会福祉法人
法人代表者	山中 康平
電話番号	0845-27-2943
法人ホームページ	<a href="http://www.rakusei.or.jp">http://www.rakusei.or.jp</a>

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	訪問介護事業所
事業所名	楽生苑まんまる訪問介護事業所
事業所番号	3810201099
指定年月日	令和5年4月1日
管理者名	山田 真紀
所在地	愛媛県今治市大三島町宮浦5714番地15-2
電話番号	080-8984-0377
サービスを提供する地域	今治市大三島町・今治市上浦町

## 3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	社会福祉法人新生福祉会が設置経営する楽生苑まんまる訪問介護事業所において実施する障がい福祉サービスの指定居宅介護の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者の立場に立った適切な居宅介護の提供を確保することを目的とします。
運営方針	事業所は、指定居宅介護の提供にあたっては、利用者が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な援助を行うものとします。

#### 4. 事業所の従業者体制

職 名	配 置	
	常勤	非常勤
管理者	1名	
サービス提供責任者・介護福祉士	1名	
訪問介護員・保健師・看護師		1名
訪問介護員・介護福祉士		1名
訪問介護員・初任者研修了者	1名	2名
訪問介護員・ヘルパー2級修了者		2名

職 名	職務内容
管理者	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
サービス提供責任者・介護福祉士	管理者の命を受けて、居宅介護の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導のサービス内容の管理、居宅介護計画の作成等を行うとともに、自らも居宅介護の提供にあたるものとする。
訪問介護員・看護師・介護福祉士	居宅介護のサービス提供を行う。
訪問介護員・初任者研修 ヘルパー2級修了者	

#### 5. サービス提供の責任者

利用者様のサービス提供責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などがありましたら、お申し出ください。

サービス提供の責任者	山田 真紀
------------	-------

#### 6. サービス提供地域及び営業時間

##### (1) サービス提供地域

愛媛県今治市（大三島町・上浦町）

##### (2) 営業日及び営業時間

営業日	祝日を含む月曜日から土曜日
休業日	日曜日・12月30日から1月3日
営業時間	通常午前8時30分から午後5時30分 但し、通常以外の時間帯に要望がある場合は対応方法を検討する。

#### 7. 提供するサービスの内容

##### (1) 居宅介護

身体介護	食事介助・排泄介助・入浴介助・清拭・体位変換・衣服の着脱介助 整容介助など
家事援助	調理・洗濯・掃除・買い物など
通院等介助	通院等の移動介助・受診手続きなど

## 8. サービス利用に当たっての留意事項

### (1) 訪問介護員について

サービスの提供にあたり訪問介護員は以下の業務が行えませんので、ご注意ください。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはそのご家族等の金銭、預金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはそのご家族からの金銭、または物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービスの提供
- ⑤ 利用者の居室以外の居室、庭等の敷地内の掃除、草刈り、植物の水やり等
- ⑥ 利用者宅での飲酒・喫煙・飲食
- ⑦ 利用者の日常生活を超えたサービス（大掃除・庭掃除等）
- ⑧ 利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治家活動、営利活動、その他の迷惑行為

### (2) 受給者証の確認

「受給者証」の記載内容の変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所従業員にお知らせください。また、当事業所従業員より「受給者証」の確認をさせていただく場合はご提示お願いします。

## 9. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき従業員等の訓練を行います。災害対策マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

## 10. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

## 11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 12. 秘密の保持

- ① 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報について、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- ② あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

## 13. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルに基づき、従業員教育を行います。

#### 14. サービス提供の記録

- ① サービス提供の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② サービス提供の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

#### 15. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

#### 16. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

#### 17. 利用料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービス利用に関しては、法令に従い受給者証の記載内容に基づく利用者負担額もしくは市町村の決定する利用者負担額『利用者本人及び扶養義務者の能力に応じ市町村が決定する額（利用者負担額）』をお支払いいただきます。

\*利用者負担額及びサービス利用料金については、別表料金表をご覧ください。

#### 18. 訪問介護サービスの中止、変更、追加

訪問予定日前日の17時30分までに連絡がないキャンセルについては、キャンセル料をお支払いいただきます。

但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

#### ※訪問介護サービス利用時

利用予定日の前日の17時30分までにキャンセルの申し出があった場合	無料
利用予定日（当日）キャンセルの場合	当日利用料の全額の50パーセント （その時の全サービス基本料金の50%）

#### ◆緊急時の連絡先

(1) ご本人、家族からの緊急の連絡を24時間体制で受けられるようにしています。

(2) 緊急連絡先

①月曜日～土曜日（祝祭日を含む） 8：30～17：30	楽生苑まんまる訪問介護事業所 0845-26-4575
②・日曜日 8：30～17：30 ・月曜日～日曜日 17：30～翌8：30 ・年末年始（12月30日～1月3日）終日	サービス提供責任者 山田真紀 080-8984-0377

※サービス提供責任者が対応いたします。

①の時間帯は、サービス提供責任者が、支援専門相談人と連絡を取り必要なサービス提供を行います。

②の時間帯は、サービス提供責任者が当番制で対応します。

なお、サービス提供中に緊急事態が生じた場合には、「緊急連絡表」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 19. 虐待の防止について

当事業者は障害者（児）の人権の擁護・虐待防止のために、下記の対策を講じます。

虐待の防止に係る責任者（山田真紀）を置き、従業者への研修計画及び年間研修に基づき、従業者教育を行います。

また、虐待が発生した場合は、速やかに担当の居宅介護支援事業所及び今治市等へ連絡し、必要な措置を講じます。

虐待防止について事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

① 事業所は利用者が成年後見人制度を利用できるよう支援を行いません。

② 当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

## 20. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

所在地	愛媛県今治市大三島町宮浦5714番地15-2
連絡先	080-8984-0377
FAX	0897-72-8102
責任者	管理者 山田 真紀
担当	サービス提供責任者 山田 真紀
ご利用時間	月曜日～土曜日 8:30～17:30

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

今治市役所 介護保険課

電話番号：0898-36-1526

愛媛県国民健康保険団体連合会

電話番号：089-968-8800

介護保険担当

電話番号：089-968-8700

尾道市役所

高齢者福祉課 介護保険係

電話番号：0848-38-9440

広島県国民健康保険団体連合会

電話番号：082-554-0782

土日祝日・年末年始を除く平日

8:30～17:15

苦情処理第三者委員 氏名 松村 晃次 電話番号：0845-27-1601  
氏名 村上 登貴子 電話番号：090-5375-1207

\*公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

ご利用時間：8：30～17：15（土・日曜日・祭日・年末年始除く）
-----------------------------------

## 21. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき従業者等の訓練を行ないます。災害対策マニュアルを作成し、従業者教育を行ないます。

## 22. 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に一回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行ないます。

## 23. 業務継続計画（BCP）の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行ないます。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

## 24. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

事業所	所在地	愛媛県今治市大三島町宮浦5714番地15-2
	事業所名	楽生苑まんまる訪問介護事業所
	管理者	山田 真紀
	説明者氏名	山田 真紀

私は、事業者から上記内容の説明を受け内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

ご利用者	住所	愛媛県今治市
	氏名	

ご利用者 代理人	住所	
	氏名	
	(続柄)	